## 随意契約(相手方指定)調書

件名	高齢者美容サービス事業委託 No.5200297
工(納)期	令和8年3月31日
契約締結日	令和7年4月1日
契約金額	推定総額835,000円(消費税込み) 単価契約5,000円(1件につき、消費税込み)

契約相手方	東京都美容生活衛生同業組合 荒川支部
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備  考	単価契約

契約審査委員会資料

経理課契約係 R7. 2. 27

## 業者選定理由書

件名	高齢者美容サービス事業委託
指定業者(案)	名 称 東京都美容生活衛生同業組合 荒川支部 所在地 荒川区東尾久5-13-19 代表者 荒川支部長 富岡 啓夫
指定理由	本件は、要介護4及び5の65歳以上の在宅高齢者を対象とした、自宅出張による美容サービスの実施について委託するものである。主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記組合を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、本件の受託者には、区内全域の在宅高齢者世帯へ、美容サービスを一元的に提供するための実施体制が求められる。上記組合は、区内唯一の美容師団体であり、区内各地域に所在する個人事業主により組織されているため、本件事業の円滑かつ確実な実施が期待できる。また、主管課において令和6年度契約の履行評価を行っているが、寝たきり高齢者の方が多い中で、安定的かつ質の高いサービス提供を維持すべく努めており、履行状況は良好である。  以上のことから、上記組合を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)